

環境産業委員会会議録

1 期 日 平成27年 6月26日 (金)

2 会 場 第1委員会室

3 開会時刻 午前10時05分

4 閉会時刻 午前10時27分

5 出席者 委員長 榛葉 正樹 副委員長 雪山 敏行
委員 竹嶋 善彦 委員 鈴木 正治
委員 堀内 武治 委員 高木 敏男
委員 大石 勇 委員 大場 雄三

(当局側出席者) 副市長、環境経済部長、都市建設部長、都市建設部参与、所管課長

(事務局出席者) 庶務係 兼堀裕之

6 審査事項

・議案第86号 掛川市手数料条例の一部改正について

・閉会中継続調査申し出事項について 12項目で了承

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成27年6月26日

市議会議長 竹嶋善彦様

環境産業委員長 榛葉正樹

7 会議の概要

平成27年 6月26日（金）午前10時5分から、第1委員会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 当局（伊村副市長）あいさつ

3) 付託案件審査

①議案第86号 掛川市手数料条例の一部改正について

〔農林課、説明 10:08～10:10〕

〔質 疑 10:10～10:24〕

○榛葉正樹委員長

農林課の説明に対する質疑をお願いします。

○竹嶋善彦委員

管理という部分が入ったが、管理と狩猟の適正化との関連は。また、管理を入れた理由は。

●岡本農林課長

今までは、鳥獣保護という観点で、鳥獣に対して国、県、市が動いていたが、保護だけでは有害鳥獣が増え生態系に影響が生じている。その結果、農作物等への被害が増大する恐れがあるから、管理という言葉を入れて動物の数をある程度調整するという主旨でこのように法律が改正された。

○竹嶋善彦委員

管理をしながら適正化を図るわけか。

●岡本農林課長

そのとおりです。

○鈴木正治委員

掛川市政とするとこれができたことによって、イノシシやカモシカに対してどういった変化があるか。区域等具体的な変化があるか。

●岡本農林課長

法律の改正後も引き続き各市町等有害鳥獣駆除等は、地元からの申請による対応を引き続き行う。

●高柳農林課主幹

今後の掛川市の対策ですが、イノシシ、小動物のアナグマ、ハクビシンの有害駆除を行っている。実質猟友会と委託契約して行っている。掛川市内の猟友会員数は150名。さらに狩猟の免許を取っていただいて猟友会会員を増やすように推進していきたい。防除、駆除、個体の管理数を適正化に持って行くように進めていきたい。

○鈴木正治委員

具体的に変わるところは。

●高柳農林課主幹

有害駆除の実施回数の増加があげられる。例年有害駆除を行うのが4月、8月、9月、10月だったが本年度については7月から実施するというかたちをとり、駆除の期間を長くして実施していきたい。

○鈴木正治委員

この条例ができたことによって期間が長くなるという変化があるのか。条例改定がなかったら今、考えている駆除ができなかったのか。

●高柳農林課主幹

今回の条例改正に伴って期間が長くなったという事ではない。

国の法律でも個体の管理をすべき。駆除を増加せよ。という事なのでそういった対策でやっていきたい。

●榛村環境経済部長

今回の掛川市手数料条例については、第二十条として掲げてあるものは、鳥獣の飼養の登録票。メジロを飼うことについて、登録票発行の手数料を決めている。1件につき3,400円それを変えることではありません。メジロの飼養についての手数料条例です。

●伊村副市長

今回は、法律の改正を受けた条例変更、字句を変えるということ。国の方で管理をすること。

国の政策の中で個体調整というものが色濃く出てくる。今後、法律の考え方が変われば条例の改正もありえるが、今回は、条例を変えるわけではない。

○雪山敏行副委員長

メジロの登録以外にあるのか。

●高柳農林課主幹

メジロだけである。それ以外の対象鳥獣はいない。

静岡県第11次鳥獣保護事業計画において、平成24年4月1日から既存で飼っていたメジロ以外は新規では認めない。新たにメジロを飼うことはできません。

○雪山敏行副委員長

掛川市の審査対象は。

●高柳農林課主幹

実際に農林課へメジロを持ってきていただいて、メジロの足に付いている輪の番号と登録票の番号と照合している。

○雪山敏行副委員長

手数料3,400円は掛川市が独自に設定しているのか。

●高柳農林課主幹

全国一律である。

○大場雄三委員

有害鳥獣を駆除するのに猟友会に委託しているが、猟友会は趣味での猟を目的とした団体である。有害鳥獣の駆除で使用する罠も狩猟免許と猟友会への加入が必要となっていることから、趣味ではなく、被害に対する駆除ということで目的が違うのではないか。

目的が違う中で、活動している。猟友会にだけ補助金がでてるのはおかしいということも出てきている。見直しした方がよいのではないか。

●岡本農林課長

猟友会は、趣味の方と駆除目的の方がいると聞いているが、猟友会も高齢化が進んでいる。目的だけの方に頼る、仕事を抱えているため趣味の方にも協力いただいて有害鳥獣の止め差しをしていかなければ大変だと聞いている。趣味の方にも有害駆除に携わってもらうようにしていきたい。

○大場雄三委員

問題がでているため見直しをしていただきたい。

○堀内武治委員

掛川市では有害鳥獣がイノシシ中心だが、最近ではアライグマが異常繁殖して全国的に問題になってきているようだが。アライグマは繁殖力が強く都市部を中心に屋根裏へ入って生息して衛生上よくない問題があるようだが、掛川市ではアライグマの相談駆除等ないか。

そういった動きがあるなら早く手を打ったほうがよいのではないか。

●高柳農林課主幹

昨年、大東地区大坂で1件、西瓜の被害があった。アライグマは西瓜を手で穴を開けて綺麗に食べてる。猟友会、県と確認し食べ方からいってアライグマで間違いないということで指導を受けた。地元にも連絡し回覧等で注意喚起した。それ以外は、平成16年原田地区で一時期広がった時があった。その時は外国の方が飼っていたものを逃がしたため繁殖した経緯がある。アナグマ、アライグマ、ハクビシン小動物に対する駆除も実施していきたい。

○榛葉正樹委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕

なし (なしの声あり)

〔採 決〕

議案第86号 掛川市手数料条例の一部改正については
全会一致にて原案とおり可決

4) 協議事項

閉会中継続調査申し出事項 12項目

閉会中継続調査申し出事項 12項目で了承

5) 閉会 10:27